

令和3年度 第13回杵築市農業委員会総会議事録

令和4年3月29日 火曜日 午前10時00分 杵築市農業委員会総会を山香庁舎2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	阿部 清伸
農地・管理係主任	田邊 憲佑	農地・管理係主任	竹中 咲希

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 72 号	農地法第3条の申請について
議案第 73 号	非農地証明願いについて
議案第 74 号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第 75 号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について
報告第 10 号	農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに 使用賃借権の解約受理について(合意解約)

議長	令和3年度第13回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(10時27分：開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第72号から議案第75号までの4議案21件と報告事項が提出されております。慎重審議をお願いいたします。
議長	まず、はじめに「議案第72号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。改めてよろしく申し上げます。 「議案第72号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 ア、所有権の移転。 番号1番、申請人、譲渡人、 区、 、譲受人、 、 、 歳。申請の土地になります、大字 字 、地番 番、地目、台帳、現況ともに 、地積 m ² 、ほか 筆、合計 筆の m ² です。譲受人の経営面積は、田のみ a、計 aです。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。 以上です。
議長	1番につきましては、 農業委員より説明願います。
 委員	3月18日に、事務局職員と 農地委員と現地確認を行いました。場所は、 と が連ねている、圃場がまとまっている と呼ばれているところです。 譲受人の さんは、令和2年と3年、同地区の圃場を購入して を植えてきました。このたび を購入し、今度は稲を植えたいということで話しております。 譲受人の さんは 歳と高齢ですが、まだまだお元気で今年はトラクターを購入して、春から耕しておりました。 問題ないと考えております。ご審議よろしく申し上げます。
議長	許可基準について事務局より説明を願います。
事務局	譲渡人は売買で農地を取得しましたが管理ができない状況です。今回、申請地付近を耕作している譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。 なお、 さんの所有農地は、これ以外に約 aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。 さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。

議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■■、地積■■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■㎡です。譲受人の経営面積は、畑のみ■■■a、計■■■aです。理由といたしましては、妻へ贈与、夫から受贈であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番につきましては、■■■■農業委員より説明願います。
■■■委員	<p>申請地は■■■■から■■■■へ6kmほど上り、■■■■の先の交差点を過ぎ、左折しておおよそ4・500mほど上ったところになります。夫から妻へ贈与という申請でございますので、よろしくお願います。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>譲渡人は相続で農地を取得しましたが管理ができない状況です。今回、妻である■■■■さんと贈与の話がまとまったため申請となりました。■■■■さんの所有農地は、これ以外にありません。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	続いて、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、議案書の2ページをごらんください。</p> <p>空き家に付随した農地の所有権の移転についてです。</p> <p>番号3番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■■、地積■■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■㎡です。譲受人の経営面積はありません。理由といたしましては、管理が困難、空き家取得と農業開始であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番については、■■■■農業委員より説明願います。
■■■委員	<p>■■■農地委員と現地確認を行いました。申請地は、■■■区から若干、左に上ったところがございます。</p> <p>■■■さんが登録している空き家に付随した農地なので問題ないと思います。審議のほどよろしくお願います。</p>
議長	許可基準について事務局より説明を願います。
事務局	<p>まず、A4の許可基準一覧をごらんください。農地法第3条第2項第5号の要件があり、その面積は50a、5反を満たさなければいけません。しかし、農業委員会が市町村の区域の全部または一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定めることができるようになっています。</p> <p>杵築市においては、空き家の所有者が持っている農地において、空き家の購入者が1a、1aに満たない場合はその面積から取得ができるように緩和されました。これが17回目の案件です。</p>

	<p>譲渡人は県外に居住しており管理ができない状況です。今回、譲受人が空き家とその付近にある申請地を新規取得したいとのことで話がまとまり、申請となりました。</p> <p>区域の指定は、令和3年度第12回総会第69号議案番号1番において指定済みです。今後は、大豆とサツマイモなどの野菜を栽培すると伺っています。なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号3番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第72号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りします。「議案第72号」「農地法第3条の申請について」、農地法第3条第1項により許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第72号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第73号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書3ページをごらんください。</p> <p>「議案第73号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■㎡、合計■■筆の■■㎡です。申請地の状況は宅地で、転用または耕作放棄された理由は、昭和35年頃に地区の■■■■のため土地を提供したとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番につきましては、■■■■農業委員より説明願います。</p>
■■■■委員	<p>申請地は■■■■をまっすぐ市道の方へ上った■■■■沿いを2km半ぐらい上った土地でございます。</p> <p>この土地は、■■■■に提供されました。土地所有者の変更の最中でしたが、■■■■ですから取得はできないので、非農地とした上で、その後、■■■■へ名義を変えていただくということで、今回の申請となりました。</p>
議長	<p>証明書発行基準について事務局より説明を願います。</p>
事務局	<p>現地を3月17日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者は平成26年に申請地を相続により取得しています。相続以前である昭和35年頃に■■■■用地として土地を提供して、平成元年に改築し現在に至るそうです。申請地の現況は証明書発行基準第2の5に該当します。今後の予定についてですが、■■■■へ土地を贈与する予定だそうです。</p>

	以上です。
議長	続いて、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、番号2番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■㎡です。</p> <p>申請地の状況は原野で、転用または耕作放棄された理由は、父が高齢のため耕作を断念し、雑木や雑草が生い茂ったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番については、■■■■農業委員より説明願います。
■■■■委員	<p>3月27日に事務局職員と■■■■農地委員と現地確認を行いました。申請地は、■■■■から■■■■方面へ3kmほど行った、■■■■の隣です。荒れています。相続でもらったようですが、一度も帰ってきていないような状態です。売買の話が出たので、この際にきちんとしておこうということでした。審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>申請地を3月22日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。申請者は、平成7年に相続により申請地を取得しています。申請者の父が高齢のため耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂った状況です。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。今後の予定についてですが、隣の家の方に売却したい意向のようです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第73号」「非農地証明願いについて」事務局の説明及び地区担当委員による説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第73号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第73号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第74号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書の4ページをごらんください。</p> <p>「議案第74号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求める。</p> <p>ア、利用権の設定。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■、■■■■、■■■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■㎡です。設定期間は■■年新規で借人の経営面積はありません。</p> <p>以下、同じ申請人、設定期間、借人の経営面積があれば省略させていただきます。</p>

続きまして、番号2番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]、[]歳。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、田[]a、畑[]a、計[]aです。

続きまして、番号3番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年再設定です。借人の経営面積はありません。

続きまして、議案書5ページです。

番号4番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年新規です。

続きまして、番号5番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。

続きまして、番号6番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。

続きまして、番号7番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年再設定です。

続きまして、番号8番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年新規です。

続きまして、番号9番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。

続きまして、番号10番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]番、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。

続きまして、番号11番、申請人、貸人、[]、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。

続きまして、番号12番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。

続きまして、番号13番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。

続きまして、番号14番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。

続きまして、番号15番、申請人、貸人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。

公益社団大分県農業農村振興公社に貸し付けは、合計[]筆、[]㎡です。

貸し手農家数[]戸、借り手農家数[]戸、利用権設定面積は、全部で[]㎡の合計[]㎡です。

以上です。

議長	只今、「議案第74号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りします。「議案第74号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第74号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、これを承認することに決めます。
議長	次に、「議案第75号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます
事務局	<p>議案書9ページをお願いします。</p> <p>「議案第75号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 渕野勇、借受人、■■■■区、■■■■、■■歳。対象農地は、杵築市■■■■、■■筆、■■■㎡です。</p> <p>続きまして、借受人、■■■■区、■■■■、■■歳。対象農地は、杵築市■■■■、■■筆、■■■㎡、杵築市■■■■、■■筆、■■■㎡です。</p> <p>続きまして、借受人、■■■■区、■■■■、■■歳。対象農地は、杵築市■■■■、■■筆、■■■㎡です。</p> <p>続きまして、議案書10ページをお願いします。</p> <p>借受人、■■■■区、■■■■、■■歳。対象農地は、杵築市■■■■、■■筆、■■■㎡です。</p> <p>続きまして、借受人、■■■■区、■■■■、■■歳、設立■■年です。対象農地は、杵築市■■■■、■■筆、■■■㎡です。</p> <p>次の11ページから17ページまでが、先ほど審議していただきました農用地利用集積計画の番号3番から15番までの農地中間管理機構に貸し付けた土地を中間管理機構から9ページと10ページの方々に貸し付ける土地の一覧になります。詳細につきましては、利用権設定の中で審議された内容と同じになりますので説明を省略させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第75号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りします。「議案第75号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては意見なしとすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第75号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は意見なしとして報告します。

議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議は全て終了しましたが、「報告第10号」がありますので、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>議案書18ページをごらんください。</p> <p>「報告第10号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」であります。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。理由といたしましては、貸人の都合です。</p> <p>続きまして、番号2番、申請人、貸人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇、借人、[]区、[]、[]、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。理由は、貸人の都合であります。</p> <p>続きまして、番号3番、申請人、貸人、[]、[]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。理由としては、貸人の都合であります。</p> <p>続きまして、番号4番、申請人、貸人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇、借人、[]区、[]、[]、[]。申請の土地は、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p> <p>続きまして、番号5番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。理由としては、貸人の都合であります。</p> <p>続きまして、番号6番、申請人、貸人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 瀧野勇、借人、[]区、[]。申請の土地になります、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。理由としては、貸人の都合であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>以上をもちまして、令和3年度第13回杵築市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>
	<p>(10時55分：終了)</p>